

児童扶養手当制度のご案内

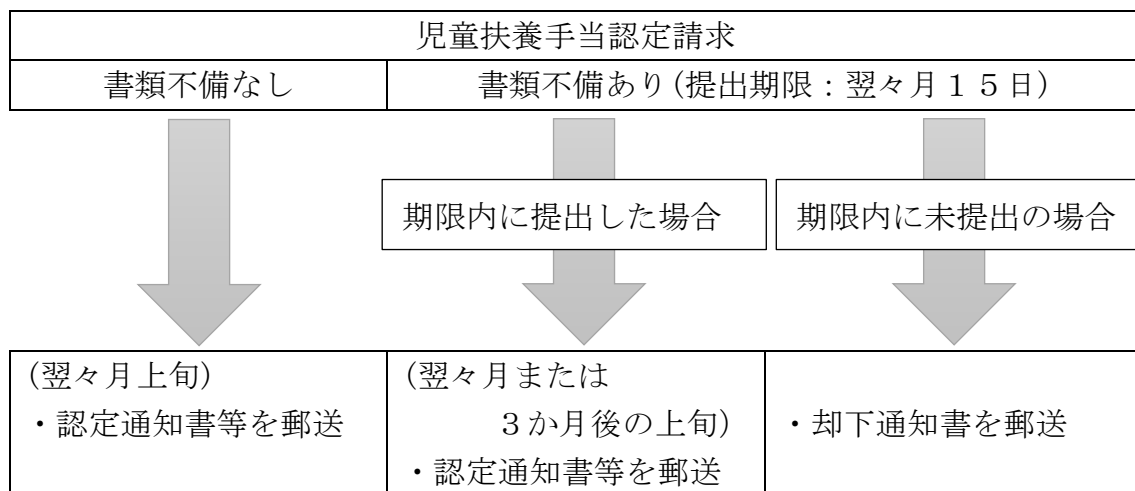
2025. 3

児童扶養手当は、児童扶養手当法に則り、父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活と安定と自立の促進に寄与するため、手当を支給するものです。（児童扶養手当法第1条）

【1】請求者が【2】児童を【3】監護するとき、児童扶養手当認定請求書について、狭山市が受け付けた日の翌月分から受給資格が得られます。このとき、請求者や【4】配偶者、【5】扶養義務者の所得が【6】所得制限を超えていない場合、支給予定日に【7】支給金額を【8】支給予定日に振り込みます。（通常の場合、認定請求書を受付後、認定までに約2～3カ月程度かかります。）

以下の内容に加え、【9】留意事項等をよく読み、ご理解いただいた上で、【10】児童扶養手当認定請求等に必要な書類をご用意し、お手続きいただきますよう、お願いします。

○ 認定請求から認定通知までのスケジュール



＜制度に関するお問い合わせ＞
狭山市こども支援部こども支援課
電話番号 04-2941-3069(直通)

【1】請求者（認定後は「受給資格者」）

- (1) 請求者が児童の母の場合は、児童と戸籍上、親子関係にある母、または養子縁組をした養母であって、下表に掲げる要件のいずれかに該当する児童を監護する方をいいます。
- (2) 請求者が児童の父の場合は、児童と戸籍上、親子関係にある父、または養子縁組をした養父であって、下表に掲げる要件のいずれかに該当する児童を監護し、かつ生計を同じくする方をいいます。
- (3) 請求者が養育者の場合は、父母を除く、児童を養育する方であって、下表に掲げる要件のいずれかに該当する児童と同居、かつ監護し、生計を同じくする方をいいます。

請求者が母の場合	請求者が父の場合	請求者が養育者の場合
①父母が離婚	①父母が離婚	①父母が離婚
②父が死亡	②母が死亡	②父母が死亡
③父が政令で定める障害の状態	③母が政令で定める障害の状態	③父母が政令で定める障害の状態
④父が生死不明	④母が生死不明	④父母が生死不明
⑤父から引き続き1年以上遺棄	⑤母から引き続き1年以上遺棄	⑤父母から引き続き1年以上遺棄
⑥父がDV防止法に規定する命令を受けた	⑥母がDV防止法に規定する命令を受けた	⑥父母がDV防止法に規定する命令を受けた
⑦父が法令により引き続き1年以上拘禁	⑦母が法令により引き続き1年以上拘禁	⑦父母が法令により引き続き1年以上拘禁
⑧母が未婚で出産		

【請求者が次の要件に該当する場合は、支給対象外です】

- ・請求者と同一住所に、親族以外の異性の住民登録がある場合
- ・生活実態上、親族以外の異性と生活を共にしている場合

※ 障害年金や遺族年金、老齢年金等、公的年金の支給を受けている方は、児童扶養手当の支給が受けられない場合があります。

【児童が次の要件に該当する場合は、支給対象外です】

- ① 国内に住所がない場合
- ② 里親に委託されている場合
- ③ 児童福祉施設に入所または少年院等に収容されている場合
- ④ 父と生計を同じくしている（父が政令に定める障害の状態にある場合を除く。）場合
- ⑤ 母（請求者が父の場合は「父」と読み替える。）の配偶者（父が政令に定める障害の状態にある方を除く。事実上の婚姻関係と同様の事情にある方を含む。）に養育されている場合

【2】児童

国内に住所を有し、高校3年生相当年齢（18歳）の年度末までの間にあ
る方をいいます。このほか、政令に定める障害の状態にある児童は、20歳
の誕生日まで対象です。

【3】監護

監督し、保護すること、すなわち、主として精神面から児童の生活につい
て種々配慮し、物質面から日常生活において児童の衣食住などの面倒をみ
ていることをいいます。

＊ 児童が児童福祉施設に入所、または少年院等に収容されている場合は、
支給できません。

【4】配偶者

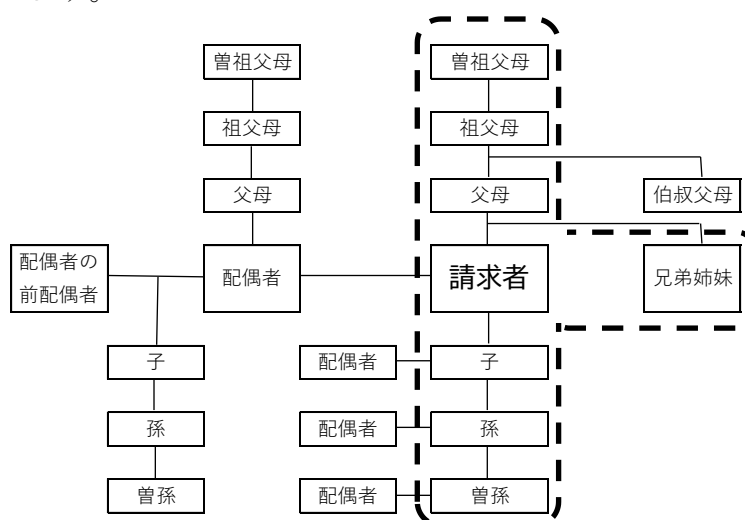
【1】請求者の配偶者（政令で定める障害の状態にある方）をいいます。

【5】扶養義務者

請求者と同一住所に住民登録がある、請求者の曾祖父母、祖父母、父母、
兄弟姉妹、子、孫、曾孫をいいます。住民登録上、世帯分離の有無は問いま
せん。

ただし、二世帯住宅や母屋と離れ等、住居構造が明らかに別々であること
を証明できる場合、別棟に居住される扶養義務者を除くものとします。

児童扶養手当は、扶養義務者のうち最多所得者の所得額により、支給の可
否を決定します。



点線で囲まれた範囲（請求者を除く。）が扶養義務者です。

【6】所得制限

児童扶養手当は、所得制限があります。請求者（認定後は受給資格者）、配偶者及び扶養義務者の所得額が下表に掲げる児童扶養手当所得制限限度額を超える場合、児童扶養手当は支給停止となります。

税法上の 扶養人数	請求者(認定後は受給資格者)		配偶者・扶養義務者	
	年収額	所得額	年収額	所得額
0人	3,343,000円	2,160,000円	3,725,000円	2,440,000円
1人	3,850,000円	2,540,000円	4,200,000円	2,820,000円
2人	4,325,000円	2,920,000円	4,675,000円	3,200,000円
3人	4,800,000円	3,300,000円	5,150,000円	3,580,000円

- * 年収額は、給与所得者を例とした目安となります。
- * 税法上の扶養人数を示します。養育費は、受領した金額の8割相当分を請求者（認定後は受給資格者）の所得に合算します。
- * 障害基礎年金受給者は、受給額を所得に合算します。

＜参考＞控除後所得額と支給金額（月額）との関係について

手当月額を把握するための「概ねの目安」としてご覧ください。

請求者の 所得額	税法上の扶養人数			
	0人	1人	2人	3人
0円	46,690円	46,690円	46,690円	46,690円
250,000円	46,690円	46,690円	46,690円	46,690円
500,000円	46,690円	46,690円	46,690円	46,690円
750,000円	46,690円	46,690円	46,690円	46,690円
1,000,000円	40,000円	46,690円	46,690円	46,690円
1,250,000円	34,000円	43,000円	46,690円	46,690円
1,500,000円	28,000円	37,000円	46,690円	46,690円
1,750,000円	21,000円	31,000円	40,000円	46,690円
2,000,000円	15,000円	25,000円	34,000円	43,000円
2,250,000円	0円	18,000円	28,000円	37,000円
2,500,000円	0円	12,000円	21,000円	31,000円
2,750,000円	0円	0円	15,000円	25,000円
3,000,000円	0円	0円	0円	18,000円
3,250,000円	0円	0円	0円	12,000円
3,500,000円	0円	0円	0円	0円

【7】支給金額

支給金額は、請求者の所得額に応じて決定します。物価スライド制が導入されており、政令で額が改定されます。

児童数	支給金額（月額）
1 人目	46,690～11,010 円（10 円刻み）
2 人目以降、1 人につき	11,030～ 5,520 円（10 円刻み）

【8】支給予定日

児童扶養手当は、児童扶養手当認定請求書を狭山市に提出した日の翌月分から受給資格が得られます。このとき、所得対象年における請求者及び扶養義務者の所得額が【6】所得制限を超えていなければ、支給金額（月額）を予め決定し、支給予定日（奇数月の10日。10日が休日の場合は、直前の平日）に原則2か月分を振り込みます。

請求月	R7.2	R7.3	R7.4	R7.5	R7.6	R7.7	R7.8	R7.9
支給開始月	R7.3	R7.4	R7.5	R7.6	R7.7	R7.8	R7.9	R7.10
所得対象年	令和5年中の所得額							
支給予定日	R7.5.9(金)		R7.7.10(木)		R7.9.10(水)		R7.11.10(月)	

請求月	R7.10	R7.11	R7.12	R8.1	R8.2	R8.3	R8.4	R8.5
支給開始月	R7.11	R7.12	R8.1	R8.2	R8.3	R8.4	R8.5	R8.6
所得対象年	令和6年中の所得額							
支給予定日	R8.1.9(金)		R8.3.10(火)		R8.5.8(金)		R8.7.10(金)	

請求月	R8.6	R8.7	R8.8	R8.9	R8.10	R8.11	R8.12	R9.1
支給開始月	R8.7	R8.8	R8.9	R8.10	R8.11	R8.12	R9.1	R9.2
所得対象年	令和6年中の所得額				令和7年中の所得額			
支給予定日	R8.9.10(木)		R8.11.10(火)		R9.1.8(金)		R9.3.10(水)	

請求月	R9.2	R9.3	R9.4	R9.5	R9.6	R9.7	R9.8	R9.9
支給開始月	R9.3	R9.4	R9.5	R9.6	R9.7	R9.8	R9.9	R9.10
所得対象年	令和7年中の所得額							
支給予定日	R9.5.10(月)		R9.7.9(金)		R9.9.10(金)		R9.11.10(水)	

* 支給開始月欄は、支給開始月以降「年月分」と読み替えてください。

【9】留意事項

児童扶養手当受給資格の有無や生計維持方法等について、児童扶養手当法第29条第1項に則り、家庭訪問等の調査を行う場合があります。その際、虚偽の申告等、不正な手段で手当を受給していたことが発覚した場合は、同法第23条に則り、支払った手当を返還していただきます。また、同法第35条に則り、3年以下の懲役または30万円以下の罰金に処せられることがあります。

受給資格者（市から認定を受けた請求者をいう。以下同じ。）が以下の事項に該当する場合は、ご来庁いただき「対面」による手続きが必要です。

＊ 支給停止中の場合でも「対面」手続きが必要です。

（1）現況届

年1回（8月）、昨年の所得状況や直近の生活状況等について、おたずねします。詳しくは、7月下旬に郵送される通知書をよくお読みください。

（2）児童扶養手当制度上における届出手続き

下記①から⑧までのいずれかに該当する場合は、市役所こども支援課に出向き、対面による手続きが必要となります。

- ① 受給資格者または児童が転居した場合
- ② 受給資格者または児童の氏名(名字)を変更した場合
＊変更した方の戸籍全部事項証明書の提出が必要です。
- ③ 受取口座を変更する場合、または受取口座の名義を変更した場合
＊変更後の受取口座の内容が分かるもの(キャッシュカード。受取口座がゆうちょ銀行の場合は預金通帳等)をご持参ください。
- ④ 所得を修正したとき、または未申告の所得を申告した場合
- ⑤ 婚姻した場合
- ⑥ 親族以外の異性と同居を開始した場合
- ⑦ 親族以外の異性の定期的な訪問・交流が始まった場合
- ⑧ 同一住所上の世帯構成に変更が生じた場合

(3) 一部支給停止適用除外事由届

受給資格者が母または父の場合、手当の支給から一定期間(離婚届出日から原則5年)が経過した月から手当が半減されます。ただし、就労等の一定要件を満たし、手続きを行った場合に限り、減額されずに支給が受けられます。

(4) 公的年金の受給

受給資格者や配偶者が遺族年金や障害年金等の公的年金を受ける場合、児童扶養手当は原則、年金支給月額相当額と児童扶養手当支給金額(月額)との「差額」を支給します。

公的年金の支給申請をされる場合は、前もって、こども支援課にご相談ください。公的年金の支給について市にご相談されず、後にその支給が判明した場合、既に受け取った児童扶養手当を返還いただくことになりますので、十分ご注意ください。

(5) 親族以外の異性との頻繁な交流、同居、再婚が予定される方

児童扶養手当受給資格の可否について、事前のご相談をお受けしています。なお、異性との頻繁な交流、同居、再婚に伴い、児童扶養手当の過払が判明した場合は、既に受け取った児童扶養手当を返還いただきますので、十分ご注意ください。

【10】児童扶養手当認定請求等に必要な書類

- ・ 手続きは受給資格者本人が行わなければなりません。
- ・ **手当の申請には1時間程度要します。** 申請当日は、時間に十分余裕を持って、ご来庁ください。
- ・ 手続きにあたり、支給事由に該当するに至った理由(例：離婚の経緯)や現在の生活状況、お子さんの養育状況等についておたずねしますので、予めご承知おきください。
- ・ 手続きにあたり、書類不備があった場合は、手続きをした日の翌々月15日を期限として、認定請求をお受けしています。なお、期限内に正当な理由がなく、その提出がない場合、当該認定請求は却下となりますのでご注意ください。

(1) **戸籍全部事項証明書（謄本）** **提出必須**

戸籍全部事項証明書（謄本）は、申請理由に関する事実（離婚日、出生日、父または母の死亡日等）の記載があるものに限り、また、交付日から1カ月以内のものが有効です。

本籍地が狭山市にある・ないにかかわらず、狭山市役所市民課窓口にて「児童扶養手当の認定請求を行うため」と申し出ていただきますと、手数料が免除（無料交付）されます。なお、戸籍全部事項証明書の交付には時間がかかりますので、時間に余裕をもってお越しください。

① 児童が請求者の戸籍にある方 請求者の戸籍全部事項証明書（謄本） 原本1通 [後日提出可]
② 児童が請求者の戸籍にない方 請求者と児童の戸籍全部事項証明書（謄本） 原本各1通 [後日提出可] ＊ 離婚により、児童の姓が変更となる場合、①の書類の追加提出が必要です。
③ ①や②の書類が直ちにご用意いただけない方 (離婚の場合) 離婚届受理証明書 (未婚で出生の場合) 出生届受理証明書 原本1通 ＊ ③の場合、期限内に①または②の書類の提出が必要です。

(2) 請求者名義の**キャッシュカードまたは預金通帳**（ゆうちょ銀行の場合は預金通帳） [後日提出可] **提出必須**

- ＊ マイナンバーカードをお持ちの方は、公金受取口座を指定することができます。この場合、預金通帳等は提出不要です。
- ＊ 手当の口座名義は、旧姓でも手続可能です。ただし、その後、口座名義を新姓にする等、名義変更をした場合は、必ず手続が必要です。（変更後のキャッシュカードをご持参ください。）

(3) (離婚や未婚の場合) **養育費を取り決めた文書** [後日提出可] **任意**

(4) **健康保険証情報**（健康保険証・資格情報等。請求者及び児童全員分）

[後日提出可] **提出必須**

- ＊ 児童扶養手当の手続きの際、併せて「ひとり親家庭等医療費」の登録手続きも行います。児童の保険証の被保険者等が元配偶者の場合でも、お受けします。ただし、その後、被保険者等を請求者に変更した場合は、必ず手続きが必要です。（請求者と児童全員分の健康保険証情報をご持参ください。）